

第1章 総 則

第1 目的

この基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び富良野広域連合火災予防条例（平成21年2月27日条例第23号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び一般的な施工例を示し、また、本広域連合内で適用する特例基準及び指導基準を示すことにより、抽象的又は解釈、裁量の余地がある部分を明らかにし、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用語

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 条例とは、富良野広域連合火災予防条例（平成21年条例第23号）をいう。
- 5 条則とは、富良野広域連合火災予防規則（平成21年規則第13号）をいう。
- 6 告示とは、消防庁告示をいう。
- 7 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 8 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 9 JISとは、日本産業規格をいう。
- 10 耐火建築物とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- 11 準耐火建築物とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。
- 12 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 14 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 15 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第61条に規定するものをいう。
- 16 特定防火設備とは、建基政令第112条に規定するものをいう。
- 17 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- 18 特定防火戸とは、特定防火設備である防火戸をいう。
- 19 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 20 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- 21 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- 22 認定品とは、省令第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

第3 基準の範囲

この基準は、政令、省令及び条例に定める以外の事項で第1に定める目的に必要なものを定めるものとする。